平成２２年（フ）第２７６号
富山県高岡市明園町８番32―202号　ロイヤルコート弐番館、開始決定時の住所富山県高岡市明園町８番32号　ローヤルコート弐番館202号室
破産者　黒川仏壇センターこと　黒川　茂治
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９３号
富山市布瀬本町12―11、住民票上の住所富山市布瀬町南３丁目４番地10
破産者　織田　　泉
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６７号
静岡県駿東郡清水町徳倉2672番地の１、従前の住所静岡県駿東郡長泉町下土狩830番地の31グランシャリオ201号
破産者　佐藤　義弘
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４７号
愛知県東海市富木島町東山28番地の２　１棟506号
破産者　齊藤　昌則
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８９１号
愛知県海部郡大治町大字三本木字寒宿22番地レオパレス幸302号
破産者　北川　輝忠
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４０３号
大阪市西区北堀江２丁目１番10号　ヴィルデ北堀江303、開始決定時の住所大阪市西区立売堀４丁目６番25―204号
破産者　森島　高文
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１７号
大阪府茨木市新堂３－７－７、住民票上の住所大阪府高槻市玉川４丁目３番１号
破産者　深浦　義則
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５７号
大阪府高槻市緑町６番４号、前住所大阪府摂津市千里丘東２丁目10番１―608号
破産者　昭和興産こと　池上　隆男
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６２３号
大阪市東住吉区今川５－１―35　フィロソフィア201号、開始決定時の住所大阪市東住吉区田辺６丁目７番４号
破産者　万年　秀子
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０４０号
大阪府大東市北条１丁目３番13号
破産者　近藤佐智子
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８１号
広島市安佐南区沼田町大字伴9022番地
破産者　的場　博之
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１号
岩手県二戸市浄法寺町海上前田15番地
破産者　姉帯多知子
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３５１号
埼玉県羽生市大字中手子林593番地１
破産者　長谷川　準
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１３号
富山市上野寿町１番地15
破産者　ロジスティックス・グッドラインサービスこと　野尻　竹志
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１３号
兵庫県明石市大久保町大窪3264番地　ランパドレ大久保３号、開始決定時の住所神戸市西区伊川谷町別府113番地の14
破産者　カフェバー516番地こと　平井　克昌
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
山形県酒田市下安町６番地の18、前住所山形県酒田市東大町１丁目３番地の19
破産者　相馬　公二
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第９７２号
大阪市天王寺区空堀町５番15―902号、開始決定時の住所大阪市中央区玉造２丁目16番23号　ダイアパレス玉造公園703
破産者　斎藤　嘉秀
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部